

# 情報公開条例に基づく審査請求手続について

堺市情報公開条例の規定に基づく公開決定等の処分についての審査請求は、同条例第17条の2の規定及び行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定により同法の規定の一部が適用されず、同条例に基づき、主に以下のような手続が行われます。

- 行政不服審査法第9条に規定する審理員による審理手続は行われません。  
なお、審理手続の一部は、審査庁が行います。  
(行政不服審査法第9条、堺市情報公開条例第17条の2)
- 情報公開請求等に関する審査請求の諮問機関は、学識経験者などにより組織する堺市情報公開審査会です。(堺市情報公開条例第18条第1項)
- 堺市情報公開審査会は、諮問を受けた事項について、必要な調査審議を行います。(堺市情報公開条例第21条)
- 堺市情報公開審査会は、諮問を受けた事項について、審査請求人、参加人又は諮問実施機関に意見書や資料の提出を求めたり、相当と認める者にその知っている事実を陳述させる等の調査を必要に応じて行うことが可能です。(堺市情報公開条例第25条)
- 堺市情報公開審査会に諮問された後、審査請求人等は、当該審査会に対し、意見の陳述(堺市情報公開条例第26条)のほか、意見書や資料の提出(堺市情報公開条例第27条)が可能です。

※堺市情報公開審査会の事務局は、市政情報課(電話：072-228-7439)です。

## 関連規定

### ■行政不服審査法

(審理員)

第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)は、審査庁に所属する職員(第17条に規定する名簿を作成した場合には、当該名簿に記載されている者)のうちから第三節に規定する審理手続(この節に規定する手続を含む。)を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- 1 内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会
- 2 内閣府設置法第37条若しくは第54条又は国家行政組織法第8条に規定する機関
- 3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は同条第3項に規定する機関

### ■堺市情報公開条例

(審査請求)

第17条の2 公開決定等又は公開請求における不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第18条 前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、第21条第1項に規定する情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に係る裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。  
ただし、当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 実施機関は、審査請求があった日から起算して90日以内に当該審査請求に対する裁決をするよう努めなければならない。
- 3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条第1項の規定による諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)

- (2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(設置等)

第 21 条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、情報公開制度に係る重要事項を調査審議するため、堺市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、必要があると認めるときは、公文書の管理、情報公開の総合的な推進その他の情報公開制度の運用又は情報公開制度に関連する事項に関し、実施機関に対して意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第 22 条 審査会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

5 委員に支給する報酬の額は、出席 1 日につき 13,500 円とする。

(部会)

第 23 条 審査会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(組織及び運営に関する委任)

第 24 条 前 2 条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

(審査会の調査権限)

第 25 条 審査会は、第 18 条第 1 項の規定により諮問を受けた事項を調査審議するため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の閲覧又は写しの交付を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第 26 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査請求人又は参加人は、前項本文の規定により意見の陳述の機会を与えられたときは、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第 27 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第 28 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 25 条第 1 項前段の規定により提示させた公文書を閲覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 26 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第 29 条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。